

## 投 資 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
**野村不動産マスターファンド投資法人**  
執行役員 吉田 修平

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年5月27日(火曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。なお、本投資主総会に提出される議案はいずれも同条第2項に規定する議案に該当いたしません。従いまして、**投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなさない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条

第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
  - (1) 執行役員、監督役員及び会計監査人の解任

- (2) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）
  - (3) 解散
  - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に対する承認
  - (5) 投資法人による資産運用委託契約の解約
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトに「第5回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.nre-mf.co.jp/ja/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認いただくこともできます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬　具

## 記

1. 日 時 : 2025年5月28日（水曜日）午前10時00分

2. 場 所 : 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー5階

ステーションコンファレンス東京

「サピアホール」

### 3. 会議の目的事項 :

#### 決議事項

第1号議案 : 規約一部変更の件……………P.4

第2号議案 : 執行役員1名選任の件……………P.6

第3号議案 : 監督役員3名選任の件……………P.8

以上

#### (お願い)

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当時は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

#### (ご案内)

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

◎電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

##### ① 現行規約第3条及び変更案第9章附則第42条関連

本投資法人の本店所在地を、2025年11月30日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日をもって、東京都新宿区から東京都港区に変更するものです。

##### ② 現行規約第16条関連

執行役員及び監督役員の員数について、本投資法人の資産規模を考慮してその適正な運営に必要な役員数と役員数の増大による負担との均衡を図るために上限を設けるように変更するものです。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。	第3条（本店の所在地） 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1人以上、監督役員は2人以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。） <u>とする。</u>	第16条（執行役員及び監督役員の員数） 本投資法人の執行役員は1人以上、監督役員は2人以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。） <u>とし、執行役員と監督役員をあわせて5人以内とする。</u>
(新設)	<u>第9章 附則</u> <u>第42条（規約変更の効力の発生）</u> <u>第3条の変更に係る規約変更は、2025年11月30日までに開催される本投資法人の役員会において決定する本投資法人の本店移転日に効力を生じるものとする。なお、本章の規定は、当該変更の効力発生後にこれを削除するものとする。</u>
制定 2015年10月1日 改定 2017年5月26日 改定 2019年5月23日 改定 2019年9月1日 改定 2021年5月26日 改定 2023年5月30日	制定 2015年10月1日 改定 2017年5月26日 改定 2019年5月23日 改定 2019年9月1日 改定 2021年5月26日 改定 2023年5月30日 <u>改定 2025年5月28日</u>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員吉田修平は、2025年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、就任する2025年6月1日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位及び担当	所有する本投資法人の投資口の口数
よし だ しゅう へい 吉 田 修 平 (1952年6月19日生)	<p>1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）</p> <p>同年 同月 設楽敏男法律事務所 入所</p> <p>1986年4月 吉田修平法律事務所 代表弁護士（現職）</p> <p>1994年4月 東京家庭裁判所 調停委員</p> <p>1994年6月 株式会社サテライト・コンサルティング・パートナーズ 監査役</p> <p>1995年8月 株式会社アセットパートナーズ 監査役</p> <p>1998年4月 神奈川大学法学部 講師</p> <p>2000年3月 社会福祉法人八広会 理事</p> <p>2005年4月 神奈川大学法科大学院 非常勤講師（「倒産処理法特論」）</p> <p>2005年8月 野村不動産オフィスファンド 投資法人 監督役員</p> <p>2006年11月 野村不動産レジデンシャル投資法人 監督役員</p> <p>2007年12月 政策研究大学院大学客員教授</p> <p>2008年2月 ビジネス会計人クラブ株式会社 監査役</p> <p>2008年11月 特定非営利活動法人会計参与支援センター 監事</p> <p>2009年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 監査役</p> <p>2010年5月 特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構 副理事長（現職）</p> <p>2013年1月 旧野村不動産マスターファンド投資法人 監督役員</p> <p>2013年4月 一般財団法人高齢者住宅財団評議員（現職）</p> <p>2013年9月 一般社団法人日本相続学会副会長（現職）</p> <p>2014年5月 公益社団法人日本不動産学会理事</p> <p>2014年7月 法と経済学会 理事（現職）</p> <p>2014年12月 社会福祉法人八広会 監事（現職）</p> <p>同年 同月 株式会社アスコット 監査役（現職）</p> <p>2015年6月 日成ビルド工業株式会社 社外取締役</p> <p>2015年10月 本投資法人 監督役員</p> <p>2017年6月 本投資法人 執行役員（現職）</p> <p>2018年10月 株式会社スペースバリューホールディングス 社外取締役</p> <p>2019年4月 政策研究大学院大学 特別講師</p> <p>2024年6月 公益社団法人日本不動産学会 常務理事（現職）</p>	0口

(注1) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

(注2) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員内山峰男、岡田美香及び小山東子の3名は、2025年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、就任する2025年6月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 の番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人に おける地位	所有する本投資法 人の投資口の口数
1	うち やま みね お 内 山 峰 男 (1957年8月23日生)	1985年10月 駿河会計事務所（現 仰星監査法人）入所 2000年4月 内山峰男公認会計士事務所 所長（現職） 同年 同月 株式会社ピーアイテクノロジー常勤監査役 2004年7月 バリューコマース株式会社 常勤監査役 2008年4月 東北大学経済学部 教授 2010年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科 特任教授 2011年4月 駒澤大学経済学部 客員教授（現職） 2016年7月 清流監査法人 社員 2017年6月 本投資法人 監督役員（現職）	0 口
2	おか だ み か 岡 田 美 香 (1970年9月23日生)	1993年4月 有限会社ブループラネット 入社 1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 同年 同月 常松築瀬関根法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所 2001年5月 ニーワパートナーズ法律事務所（現 シティユーワ法律事務所）入所 2008年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士（現職） 2013年4月 熊本大学法科大学院 非常勤講師 2017年4月 日本ライセンス協会 理事（現職） 2019年6月 本投資法人 監督役員（現職） 2020年4月 相模女子大学大学院社会起業研究科（専門職大学院）教員（現職） 2024年9月 一般社団法人日本ドローン協会監事（現職）	0 口
3	こ やま とう こ 小 山 東 子 (1971年9月18日生)	2002年10月 株式会社大森不動産鑑定事務所 入社 2006年5月 不動産鑑定士登録 2006年6月 株式会社東京カンティ 入社 2011年11月 こやまとこう不動産鑑定士事務所 所長（現職） 2019年7月 公益社団法人 東京都市不動産鑑定士協会 相談事業委員（現職） 2022年4月 港区財産価格審議会 委員（現職） 2023年6月 本投資法人 監督役員（現職） 2024年4月 東久留米市土地開発公社 評議員（現職） 2025年4月 日野市財産価格審議会 委員（現職）	0 口

(注1) 上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記各監督役員候補者は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員と

して、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。上記監督役員候補者のうち岡田美香につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は古澤美香です。

(注2) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者は、いずれも、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含められております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

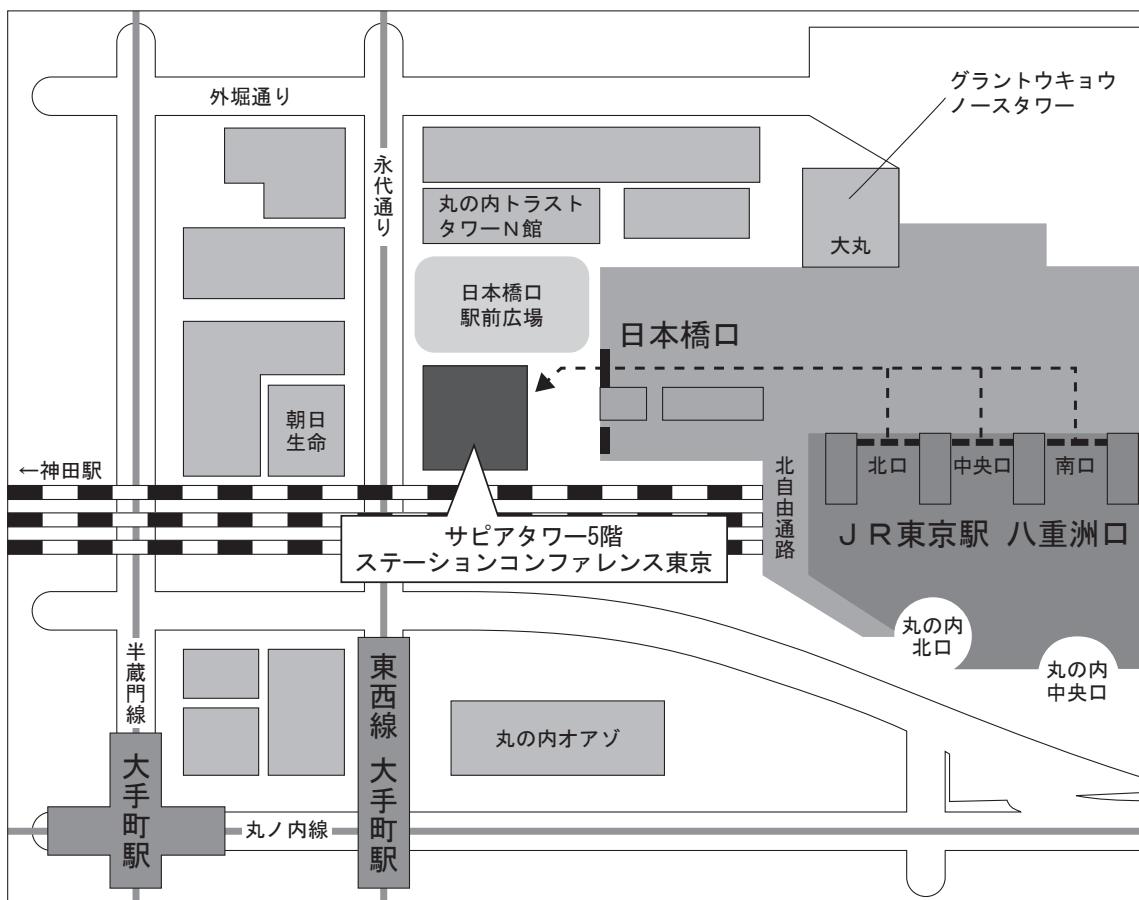
- ・ 本投資主総会に提出される議案のうち、本投資法人規約第14条第2項に規定する議案があるときは、当該議案には、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第14条第2項に規定する議案には該当せず、かつ、相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

# 投資主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号  
サピアタワー 5 階  
ステーションコンファレンス東京  
「サピアホール」

【電 話】 03-6888-8080



## 【交 通】

- JR 「東京駅」 八重洲北口改札より 徒歩約2分
- 東京メトロ
  - 東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線 「大手町駅」 B7出口直結
  - 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 B7出口直結

## 【注意事項】

- ◎会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。